

令和 7 年度第 1 回花巻市地域自治推進委員会 会議録

1 開催日時

令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 25 分

2 開催場所

花巻市役所 3 階 302・303 会議室

3 出席者

（1）委員（出席 14 名、欠席 0 名）

	団 体 等	氏 名	出欠
第 1 号委員 公共的団体 から推薦さ れた者	花巻市認定農業者協議会会長	川村 厚	出席
	花巻市商店街振興組合協議会会長	佐藤 良介	出席
	花巻温泉郷観光推進協議会副会長	清水 隆太郎	出席
	花巻地域交通安全母の会連合会	伊藤 貞子	出席
	花巻市区長会（花北地区）	木村 武司	出席
	花巻市区長会（花南地区）	大場 幸男	出席
	花巻市区長会（湯本地区）	中島 弘行	出席
	花巻市区長会（湯口地区）	田中 哲明	出席
第 2 号委員 学識経験を 有する者	花巻市民生委員児童委員	伊藤 澄枝	出席
	男女共同参画推進員	小笠原智恵子	出席
	主任児童委員	永井 ミナ子	出席
	ボランティア活動実践者	前野 祐子	出席
第 3 号委員 公募委員		吉田 優子	出席
		杉山 綜一	出席

（2）事務局（4 名）

阿部地域振興部長、坊澤地域づくり課長、三浦地域づくり課長補佐、

高橋地域づくり課地域振興係長

（3）説明員（4 名）

総合政策部 岩間総合政策部長、粒針秘書政策課長、安部秘書政策課長補佐、
八重樫秘書政策係長

4 傍聴者 1名

5 次第

(1) 開会【坊澤地域づくり課長】

(2) あいさつ【川村会長】

(3) 諮問

花巻市新市建設計画の変更について（案）

【説明：岩間総合政策部長、粒針秘書政策課長】

(4) 閉会【坊澤地域づくり課長】

6 議事録

坊澤地域づくり課長 それではただいまから令和7年度第1回花巻市地域自治推進委員会を開会いたします。初めに川村会長よりご挨拶をいただきます。

川村会長 まず皆さんご苦勞様です。このメンバーになってから2年目ということの1回目ということになります今回は市長から答申をいただきたいということで諮問がありました。自分は農家なものですから、その通り大変忙しい時期ではあります、市役所さんは年度の初めということで、皆さん十分検討した上で、答申を出していただければと思います。今日はよろしくお願いします。

坊澤地域づくり課長 ありがとうございます。ここで事務局職員を紹介いたします。お配りしております次第の裏面にございますがご紹介させていただきます。地域振興部長の阿部でございます。地域振興部地域づくり課長補佐の三浦でございます。同じく地域振興係長の高橋でございます。本日司会を務めます同じく坊澤と申しますどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが次第の3、審議に入らせていただきます。花巻市地域自治推進委員会条例第4条第2項に、会長は会議の議長となると規定しておりますことから、以降の進行につきましては川村会長にお願いいたします。なお、本日は花巻市新市建設計画の変更案につきまして、市長からの諮問書の提出を受け、委員の皆様にご審議いただき、計画案に対しまして皆様に賛否をお伺いした上で、委員会としての答申を書面により行うものでございます。それでは諮問書の手交でございます。岩間総合政策部長より会長にお渡し願います。

（岩間総合政策部長が川村会長へ諮問書を手交）

岩間総合政策部長 花巻市地域自治推進委員会会長様。花巻市長上田東一。新規建設計画案について、諮問花巻市地域自治推進委員会条例第2条第1項の規定に基づき、新市建設計画案について諮問します。よろしくお願いいたします。

（川村会長が諮問書を受領）

川村会長 本日審議いただく案件は、花巻市新市建設計画の変更(案)についてであります。先ほど事務局から説明がありました通り、本件に関しては、計画に対する意見を書面による答申という形で求められております。皆様からの意見聴取をし、後日書面で答申いたしますのでよろしくお願いいたします。本日、説明のために、お越しいただいたのは総合政策部岩間部長、同じく秘書政策課粒針課長、秘書政策課安部課長補佐、秘書政策課企画調整係八重樫係長です。それでは内容について説明をお願いします。

岩間総合政策部長 総合政策部の岩間でございます。それでは私から新市建設計画の変更についての、市民参画部分についてご説明をさせていただきます。計画の詳細につきましてはこの後、担当課長よりご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

この新市建設計画の変更（案）の市民参画につきましては、令和7年の2月に花巻市市民参画・協働推進委員会におきまして、市民参画の手法について事前評価をいただき、適切であるという評価をいただいた手法に基づいて、地域協議会および本日の地域自治推進委員会への諮問を行います。令和7年の3月11日から4月9日までの期間でパブリックコメントを実施いたしまして、市民の方2名から10件のご意見をいただいたところでございます。その内容と回答につきましては、4月22日に市のホームページで公表しているところでございます。後ほどお時間がございましたらそちらもご確認いただければ幸いです。

パブリックコメントでいただいたご意見のうち2件につきましては、具体的な事業提案でございましたけれども、この計画（案）の本文、それから今回新たに追加する事業と類似した内容であるということから、内容の修正は行わずに、実施にあたりご提案の事業について参考とさせていただくこととしたものでございます。また残りの8件につきましては、掲載されている事業の進捗状況を問うものでございますとか、市町村合併に関する内容ということでございましたので、素案の修正ということではなく、ご質問への回答ということで行ったところでございます。なお本日配付の資料につきましては、事前に送付いたしました資料について、統計数値の修正や軽微な文言修正を行いましたので、改めて新市建設計画の変更（案）として、本文と新旧対照表をお配りしております。詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

粒針秘書政策課長 総合政策部秘書政策課長の粒針と申します詳細につきまして私の方から説明をさせていただきます。恐れ入りますが座って説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ます。

それでは説明に入ります前に、本日の資料につきましてご確認をお願いいたします。事前に委員の皆様へ送付しておりました資料は3点ございました。新市建設計画の変更内容、それから新市建設計画(素案)、そして新市建設計画新旧対照表、そのうち4横のカラー刷りの資料であります新市建設計画の変更内容と上段に記載したものにつきましては、配布済みのものをそのままご活用いただくようお願いをいたします。本日お忘れの場合は予備を持ってきておりますのでお声掛けいただければと思います。また本日改めてお配りしたものは新市建設計画(案)、それから新市建設計画新旧対照表、新市建設計画案正誤表、それから令和6年度第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングについてという資料の4点でございます。

そのうち新市建設計画案および新市建設計画新旧対照表につきましては、事前に送付しておりましたものから若干の修正点がございますので、本日お配りしたものをご覧いただきたいと存じます。新たにお配りした新市建設計画案正誤表につきましては、事前に送付いたしました計画(素案)と記載しているものと、本日お配りした計画(案)との修正点について記載したものでございます。また、令和6年度第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングについてと書いたものにつきましては、この新市建設計画の変更にも関連することから、参考として最後に概要をご紹介します。以上5点の資料により説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

初めに新市建設計画案正誤表と上段に書いたものにより、事前に送付いたしました計画素案と本日お配りした計画案の修正点についてご説明をさせていただきます。一つ目は本編で言いますと17ページになりますけれども、「将来人口の見通し」の令和7年度および令和12年度の見通しについてです。ここには人口ビジョンに基づく人口推計の値を記載しておりますが、事前にお配りした計画素案に記載の人口推計は、いわゆる成り行き値でございまして人口減少対策の施策を実施しなかった場合の推計値になります。本日お配りした計画(案)では、この値を人口減少対策の政策を実施し、施策の推進効果を加味した将来人口目標の値に修正をしております。資料をめくっていただきまして、二つ目の修正点でございますけれども、本編の41ページからの財政計画のうち42ページから43ページにかけての各推計方法の説明についてです。これにつきましては、各項目の説明内容をわかりやすい表現に修正をしております。なお本編の44ページからの財政見通しの数値には修正はございません。新市建設計画案正誤表につきましては以上でございます。

続きまして新市建設計画案の概要につきまして、ご説明申し上げます。新市建設計画は平成17年2月に花巻地方合併協議会により、「旧市町村の合併の特例に関する法律」に基づき策定された計画であり、合併市町村が発行を認められる財政上非常に有利な地方債である合併特例債の発行根拠となっているものでございます。新市建設計画の変更経緯につきましては、策定時点では「旧市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、計画期間を10年間として策定し、その後、東日本大震災の発生により、平成23年制定の「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債

の特例に関する法律」、そして同法の一部改正により平成 24 年に制定された「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により、東日本大震災の被災市町村は、合併特例債を発行できる期間が合併から 20 年に延長され、本市におきましても平成 27 年度末時点で合併特例債の発行可能額が残っていましたことから、この法律改正に基づき、平成 28 年 3 月に計画期間を令和 7 年度までとする 1 度目の変更を行っております。さらに平成 30 年には平成 28 年の熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の新市建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じていることから、法律名が「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改正されるとともに、合併特例債を発行できる期間がさらに 5 年延伸されたところです。本市におきましては、現行の新市建設計画の計画期間の終期である令和 7 年度末においても、合併特例債の発行可能額が残ると見込まれますことから、令和 8 年度以降も財政上非常に有利な合併特例債を活用していくために、計画期間を令和 12 年度まで延伸する他、合併特例債の活用が見込まれる事業の追加等の変更を行おうとするものでございます。

新市建設計画の変更内容と上段に記載したものの 1 ページをご覧ください。「1. 計画変更の目的」でございますが、前提として先ほどご説明申し上げました通り、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が平成 30 年に改正され、東日本大震災の被災市町村については、合併特例債の発行可能期間が合併の行われた年度およびこれに続く 20 年度から 25 年度に延長されたものであり、当市の場合は現在の計画期間が令和 7 年度となっておりますが、令和 12 年度まで延伸できるようになっているものです。

本市における令和 7 年度当初予算時点での合併特例債の令和 7 年度末の発行見込み額は、315 億 1,140 万円と見込んでおり、発行可能総額の 389 億 6,820 万円に対して、74 億 5,680 万円の発行可能額が残る見込みとなっております。合併特例債は事業費の 95%に充当することができる地方債であり、かつ市が合併特例債の償還をするにあたって、国がその償還額の 70%を交付税で措置する、すなわち返済額の 7 割は国の地方交付税で戻してくれるという財政上非常に有利な地方債でありますので、令和 8 年度以降もこの合併特例債を有効に活用していくため計画書本編では 5 ページになりますが計画期間を令和 12 年度まで延伸しようとするものです。これにより、令和 9 年度までを計画期間とする第 2 次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン、そして令和 10 年度から令和 13 年度までを計画期間とする後期アクションプランに掲載する事業の実施に当たり、合併特例債を活用することができるようになるものです。

参考までに現在の新市建設計画には 198 の事業が掲載されており、その事業に紐づく事業が 601 ございます。このうち令和 5 年度決算ベースで完了している事業が 295 事業、実施中の事業が 204 事業、未着手の事業が 102 事業で、着手率は 83.03%となっております。なお、未着手の事業の主な内容ですが、施設等が廃止されたことにより事業が中止されたものから事業の実施主体が市以外であり、その実施主体において実施が予定されていないもの、そして実施事業について検討している

ものの現時点において実施に至っていないものとなっております。続きまして2ページをご覧ください。計画変更する上での基本的な考え方は、財政上非常に有利な合併特例債を発行できるようにすることを前提として策定するものでありまして、前回の平成28年3月の変更においても、計画期間の延伸と合併特例債を活用する事業の追加を主な内容として変更をしております。今回の変更におきましても、前回同様に計画期間の延伸と、合併特例債を活用する事業の追加を主な内容として変更しようとするものでございます。なお、今回の変更後、令和12年度までの計画期間内において、合併特例債を活用する事業が新たに計画された場合には、再度の計画変更を行うことが可能となります。

次に変更内容でございますが、主に次の5点となっております。1点目は計画期間の延伸、2点目は統計数値等の更新、3点目は文言修正、4点目は事業の変更および追加、5点目は財政計画の変更でございます。それでは変更内容について詳しく説明をさせていただきます。

1点目の計画期間の変更ですが、先ほどからご説明しております通り、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に基づき、計画期間を令和7年度から令和12年度まで5年間延伸しようとするものでございます。

2点目の統計数値等の更新でございますが、計画に記載されている人口等の統計数値を確認できる最新の数値に更新しようとするものでございます。本編の9ページをご覧くださいと思います。本編9ページの方には、「4人口・世帯の現況」については令和2年度の国勢調査の結果までを反映しております。このように、各統計数値等を更新しておりますが、合併前の1市3町単位の数値が公表されていないものについては、前回の変更と同様に更新を行っておりません。

3点目は、社会・経済状況等の変化や新しい概念を踏まえた文言の修正でございますが、本編の29ページをご覧くださいと思います。ここでは「就学前教育」の考え方を踏まえた所要の変更を行っております。以下、変更前の文章から、これまでの方向性は変えずに最小限の箇所の変更のみとしているところでございます。

4点目の進行中の事業または現在計画を延伸した後の計画期間内に想定される合併特例債の活用が見込まれる事業名の変更と追加でございますけれども、事業名を変更する箇所は本編24ページの中ほどにありました「花巻駅西口関連整備事業」を現在進行している「JR花巻駅東西自由通路等整備事業」へ変更しています。また、新たに事業を追加するものは、第2花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランにも掲載され、事業の実施または検討を行うこととしている「かわまちづくり推進事業」、「(仮称)子育て支援複合施設整備事業」、「(仮称)産後ケア施設整備事業」、「義務教育学校整備事業」の4事業です。本編で申し上げますと、25ページをご覧ください。「快適なまちづくり」に1事業を追加してございます。それから28ページになりますけれども、「児童福祉の充実」のところに2事業を、それから31ページになりますが「学校教育の充実」のところに1事業をそれぞれ追加しております。

5点目でございますが、予算決算書に伴う財政計画の変更についてです。本編の41ページをご覧

ください。これまで平成 37 年度（令和 7 年度）までの財政計画を記載してございましたけれども、延伸後の計画期間に合わせて令和 12 年度までの財政計画へ変更するとともに、歳入歳出についてそれぞれの項目で、令和 6 年度決算見込み額等を基に作成をしてございます。基になります主要事業につきましては、第 2 次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングを令和 7 年度当初予算をベースに、令和 12 年度までに見込まれる事業費を積み上げ、その上で令和 12 年度までに当市の合併特例債の発行限度額を全額活用する財政計画としております。なお、実際の事業実施にあたっては、市民の皆様からのご意見をいただきながら、年度ごとに予算として議会の承認をいただいて執行していくものであります。

次に今後のスケジュールですが、今般の花巻市地域自治推進委員会および各総合支所の地域協議会への諮問答申を経た後、本計画の変更は議決が必要な案件でありますことから、令和 7 年 6 月の花巻市議会定例会においてご審議いただくことを予定しております。最後に、この新市建設計画の変更に関連いたしまして、第 2 次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングの概要について簡単にご紹介をいたします。資料は、1 枚ものの資料でございます上段に令和 6 年度第 2 次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングについてと記載している資料をご覧くださいと思います。前期アクションプランにつきましては、第 2 次花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像の実現に向けて長期ビジョンを着実に実行するため、まちづくり分野ごとに取り組む主要な事業や成果指標の目標値など、具体的な政策の展開を示す計画として、令和 6 年 6 月に令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間を計画期間として策定をしております。この前期アクションプランは、社会経済状況の変化に対応するとともに、事業費等の時点修正を行うため、毎年度 3 年先までを見通したローリングを行うこととしており、政策および施策の基本的な取組方向を変更しないことを前提に指標等の目標値の修正、主要事業の掲載の追加や削除および修正、事業費の時点修正などを行うこととしているものです。

資料に記載の通り、今回のローリングにおいては、政策的に新たに実施する事業の追加、人口の社会減対策の重点推進プロジェクト事業の追加、令和 6 年度に物価高騰対策として補正予算で計上し実施した事業および事業概要の追加、令和 7 年度中に補正予算の計上が見込まれる概算事業費の追加、文言修正、補正予算で計上実施した事業の追加および財政見通し等の時点修正を行おうとするものです。追加しようとする事業は、資料に記載の通りであり、詳細な説明は割愛させていただきますが、今後も毎年度ローリングを行いまして、必要な事業等の追加等を行って参ります。以上、新市建設計画の変更についての説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

川村会長 説明は終わりました。委員の皆さんから意見質疑等の発言をお願いしたいと思います。

永井委員 人口減少というのがすごく全国的にも取り上げられております。私達の町もそうなんですけれども、自分の子供を見て思うのですけど、子供を産むというのは結構普通だって話もちよっと聞いたのですけど、それより今の若い人たちって結婚に対しての気持ちがなくて、我が家の息子

もそうなのですが、30代になるのですが全然結婚しようという意識がないです。そういう点で、子育てには力を入れていただいているのですが、若者の結婚に対しての意識を持たせるような、市で何かそういう施策を考えているのかなと思ってお聞きできればと思います。

岩間総合政策部長 はい、お答えいたします。結婚については、それを望む方については結婚という選択ができるようにするというのが大事だと思っております。市といたしましては、様々な婚活関係の事業を行っている団体等への支援の他に、昨年度においては市が直接マッチングをするような事業も実施して何組かお付き合いをしてみようかなという方々が生まれたと聞いております。

そもそも結婚に対する意識をどう持たせるかということについては、なかなか難しいことだとは思っておりますけれども、今中学生とかの時点で、例えば子供に触れるというような事業は継続的に実施をしているというところがございます。具体的にこの結婚への意識を行政としてどのように醸成していくかということについては、難しい問題と思っておりますが、できることを少しずつ実施しているという状況でございます。

川村会長 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

木村委員 予算措置のところですけども前期アクションプランのときに、合併特例債という地方債の見込み計画っていうのは、当初の発行可能額の389億円のベースに算出されて計画されて、でてきたというふうに理解しているのですが、変更しながらですね。そうすると、7年度末で315億円、8年度以降74億円の残額が出ますと言ったときに、この予算が余ってよかったのか。計画ができなくて余らしてしまったのか。もし、計画自体が5年間延ばすのですということがあるのであれば、このローリングしたときに、この不実施なのか中止なのかよくわかりませんが、この辺をもっと検証しながら、次に追加するのか、その辺を精査しながら進めていったらどうかと思います。私の資料の見方が間違っているならそのとおりであると思います。回答をお願いします。

八重樫秘書政策課係長 はい八重樫と申します。ご説明をさせていただきます。まず380数億円という限度額の設定に関しましては、合併した時点の人口であったりその当時の普通建設事業費の関係から総務省の計算の計算式がありまして、それに当てはめると300数十億円というような内容でございます。それが新花巻市が合併特例債で発行できる限度額ですよというようなことが機械的に算出されたという前提がございます。その上で、平成17年にこの新市建設計画が策定されたわけですが、この中に実施したものと実施できなかったものが今現在ございます。

その内訳は先ほど課長から申し上げました通り、もう既にその施設がないものや、事業主体が市でないものでありました。具体的に申し上げますと、土地改良事業のようなものは土地改良区でやらなければならないというようなものでございます。一方で市が実施主体となっているものに関しまして、掲載されている事業で残念ながらできないものも当然ございます。具体的に申し上げます。

すとハード系の建物であれば、例えばになります。24 ページ 25 ページをご覧くださいと右側の方の中ほどくらいですね、石鳥谷駅の周辺環境整備事業のようなものがありました。こういったものは J R さんとの協議の中で整備が難しい、もしくは財源的にかなり多額の費用を要するのでできないというような判断がされたものがございします。

こういったものがありまして現在 70 数億円が残り、12 年度まで使えるものになってございします。アクションプランは毎年ローリングいたしますので、これから合併特例債を使うべき事業が当然あるかと思ひます。アクションプランの方で追加をしていきながら、最終的に 12 年度までには財政上非常に有利な起債ですので、それを全部発行できるような形で事業を作っていきたいと考えているところでございします。以上です。

清水委員 愛隣館の清水と申します。46 ページ、45 ページあたりにあります中で人件費の部分ですけれども、旅館とかやっておりますと最近いろんな補助金がある中で、旅館業も D X 化という言葉もよくあつたりするわけですが、市としてそういったこれから人口が減つてくる中で、何か生産性を上げる具体的な取組とか、この人件費だと人数がちょっとわからないので新陳代謝を図りながらみたいところをどっかに書いてましたが、年齢層がどうなつてるとか人数が若返つて増えてくか減つていくとかというのがよくわからないので、その辺の内訳を教えてくださいと思ひます。

岩間総合政策部長 お答えいたします。今ちょっと手元に詳細な人数はないのですけれども、合併時に比べまして職員の人数については全体としては 250～300 名程度減つていると記憶しております。現在市の職員としては 800 を超える人数の職員がいる状況でございします。平均年齢につきましては県全体とあまり変わらない平均年齢になっておりますけれども、40 代半ば（一般行政職が 40 歳前半、労務職が 50 歳を超える程度）が市職員の平均年齢だったと記憶しています。

人件費につきましては、やはり大きくなり過ぎますと市の財政の硬直化に繋がる場所もございしますので、適正な人数というところは確保しつつ、やはり全体的には今後圧縮していかなければならない分野ではないかと思ひております。あとは D X の関係につきましては、自治体 D X ということで、効率化の部分について様々取り組みをしておりますけれども、今後は市の内部だけではなくて、市民の皆様にとって利便性が高いサービスという部分に拡大していく必要があるというふうにつけております。

前野委員 花巻で暮らそうプロジェクトのローリングのところで、図書館整備事業とありますけれども、これは新花巻図書館というふうにつけてよろしいでしょうか？

粒針秘書政策課長 おっしゃる通り、新花巻図書館の整備事業に関するものでございします。

吉田委員 公募の吉田と申します。産後ケア施設というものは具体的にどういうもので、どのような場所にできるものなのでしょうか？

粒針秘書政策課長 お答えいたします。産後ケア施設につきましてはこれから具体的に検討していくというもののなので、今の時点ではまだ明確なものは見えていないですけれども、どのようなものかと申しますと、いわゆる出産し退院した直後のお子さんとお母さんの心身のケアを行うための施設ということで、現在も日帰りのケアはあるわけですが、宿泊型のケア施設というのを検討していこうというものでございまして、場所でありますとか規模でありますとか、そういったものも含めまして、今後検討していくという内容のものになってございます。

吉田委員 ありがとうございます。すいません、続いてもう1点よろしいでしょうか？あのですね私娘が2人おりまして1人は子供を産みまして、花巻市ではないのですけれども県外に住んでおりますが、花巻に戻ってきて里帰り出産をしたかったのですけれども、お産をする場所を見つけられず、あとは予約も入れられず、結局県外で出産することになったのですが、例えばあの人口のことを考えていく上で、今現在、花巻でお産ができる場所、それからこの1年間の話なのですけれども、私の身近な方でお産をする施設がないので、北上にアパートを借りた後、奥州市の方にアパートを借りましてという方がいらっしゃったので、花巻市の現状というのを少し教えていただきたいです。

岩間総合政策部長 お答えいたします。花巻市におきまして今現在、産科医院は1ヶ所ございます。そちらの病院につきましては、確か年間で300名ほどのお産を取り扱っていると記憶しております。その他、多いところとしては、中部病院を使っている方が非常に多い状況ということで、花巻市民の場合であればそのようになっております。

清水委員 はい、清水です。出産の件で言いますと、最近聞こえてくるのは、通常いつ出産っていつ生まれるかわからないということで、病院のお医者さんとか大変だよねという中で、最近ですと花巻市の問題ではないと思うのですが、中部病院さんとかだとお医者さんなり、いろいろと不足があるみたいで、すぐ出産日を決めて帝王切開で産むことが多いなんていう話が聞こえてきたりします。うちの社員もですね、なんか日付が嫌なのだけどうなんだみたいな話はよく聞こえてくるのですが、中部病院さんで産む方が多いと思うのですが、実際そういった状況とかっていうのは市で何か把握されたりしているのでしょうか？

岩間総合政策部長 お答えいたします。帝王切開を計画的に実施しているというようなお話はちょっと耳には入っておりません。ただ、今ご指摘がありましたとおり、産科につきましては、昔のように1病院例えば2人の産科医がいてお産を実施していくというような体制はもう無理ということで、今は確か1病院でも最低7人とか8人の産科医がいないと対応していくのが難しいというような状況になっているとお伺いしております。

その他に、当然看護師、助産師、麻酔医というような方々がチームを組むという状況でやっていると、お産の体制というのは維持ができないということで、岩手医大でもなかなか外にお医者

さんをたくさん出していくというようなことが難しい、そういう状況ですので、岩手医大でも産科医師をたくさん抱えなければいけない状態になっているということで、沿岸の方ですとか、様々なところで産科が県立病院でも閉じられているというような状況になっているのは、そもそもの産科医師が不足している中で、お産の体制をとるために1ヶ所に産科医師を集めていく必要が出てくるからということだと理解しております。そのような中で花巻市にとって中部病院は非常に大切な病院でございますので、そちらへの産科医師の確保については、市から強く県のほか岩手医大へもお願いをしているような状況でございます。

清水委員 はい、多分普通に産めるお母さんも日にちを決められて、帝王切開されているということで、実は評判が悪かったりしてるところがあるかと思います。引き続き市としてもできることがありましたら、お願いします。

川村会長 他にございませんか。これで説明者の方々には退席していただきます。ご苦労さまでした。委員の皆様から意見をいただきました。委員会としての意見をまとめるにあたって、初めにこの原案に賛成するか否かを確認したいと存じます。いかがでしょうか？賛成でよろしいですか。はい。ただいまいただいた意見の内容をもとに原案に賛成することを本委員会の意見として、市長に答申したいと思います。なお答申の内容に関しましては、会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは後日答申書を市長に提出したいと思います。なお、その内容につきましては後日事務局より皆様へ郵送にてご報告いたします。これをもって、本日ご審議いただく案件は以上となりました。ありがとうございました。

坊澤地域づくり課長 川村会長大変ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第1回花巻市地域自治推進委員会を閉会といたします。委員の皆様大変ありがとうございました。